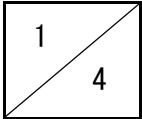


2019 年 期 税 務 グ ル ー プ 第 2 回 考 査 解 答 用 紙

2020. 7. 19 実 施



所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
--	-----------	-----

問題1 法人税法（各論①）

問1

(1)		円
(2)		円
(3)	①	円
	②	円
	③	円
(4)	①	円
	②	円
	③	円
	④	円

問2

1	建物	円
2	建物附属設備	円
3	機械装置	円
4	器具備品 a	円
5	器具備品 b	円

問3

(1)	(2)	(3)
(4)	(5)	

所属 (○を付けること) 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
---	-----------	-----

問題 2 法人税法 (各論②)

問 1

寄附金の損金算入に関する明細書

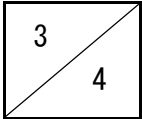
公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合					
事年	業 度	事年	業 度				
		法人名					
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支出した長期給付事業への繰入利子額	25	円
	支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			支出した同上以外のみなし寄附金額	26	
	その他の寄附金額	3			その他の寄附金額	27	
	計 (1) + (2) + (3)	4			計 (25) + (26) + (27)	28	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			所得金額仮計 (別表四「25の①」)	29	
	計 (4) + (5)	6			寄附金支出前所得金額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30	
	所得金額仮計 (別表四「25の①」+「26の①」)	7			同上の 20又は50 相当額 $\frac{100}{100}$	31	
	寄附金支出前所得金額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8			$\left[\frac{50}{100} \text{相当額が年200万円に満たない場合} \right]$ (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)は、年200万円	32	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)
	同上の 2.5又は1.25 相当額 $\frac{100}{100}$	9					
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10			長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33	
	同上の月数換算額 $(10) \times \frac{12}{10}$	11			損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額又は(31)と(33)のうち多い金額)	34	
	同上の 2.5 相当額 $\frac{2.5}{1,000}$	12			指定寄附金等の金額 (4)の計)	35	
	一般寄附金の損金算入限度額 $(9) + (12) \times \frac{1}{4}$	13			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36	
特対金定算入益寄附増進額法の人の特計等別算に損	14		(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37			
寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{6.25}{100}$	15		損金 同上のうち損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (35)	38			
期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 $(11) \times \frac{3.75}{1,000}$	16		損金 国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39			
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $((14) + (15)) \times \frac{1}{2}$	17		計 (38) + (39)	40			
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)	18		指 定 寄 附 金 等 に 関 する 明 細				
指定寄附金等の金額 (1)	19		寄 附 した 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	20						41
損金 同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	21						円
損金 国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22						
損金 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23						
損金 計 (21) + (22) + (23)	24						

別表十四(二) 令二・四・一以後終了事業年度分

問 2

2019 年 期 税 務 グ ル ー プ 第 2 回 考 査 解 答 用 紙

2020. 7. 19 実 施



所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
--	-----------	-----

問題3 法人税法（各論③）

①	円	②	円	③	円
④	円	⑤	円		

問題4 法人税法（組織再編税制）

問 1

(1)		(2)		(3)		(4)	
(5)		(6)		(7)			

問 2

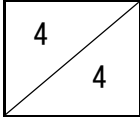
①		②		③		④	
⑤		⑥		⑦		⑧	
⑨		⑩					

問 3

1		2		3	
---	--	---	--	---	--

2019 年 期 税 務 グ ル ー プ 第 2 回 考 査 解 答 用 紙

2020. 7. 19 実 施



所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
--	-----------	-----

問題 5 法人税法（総合演習）

(1)		(2)		(3)		(4)	
(5)		(6)		(7)		(8)	
(9)		(10)		(11)		(12)	
(13)		(14)		(15)		(16)	
(17)		(18)		(19)		(20)	
(21)		(22)		(23)		(24)	
(25)		(26)		(27)		(28)	
(29)		(30)					